

文書管理情報			
文書番号	JPNIC-0xxxx	無効となった文書	JPNIC-01185
発効日	2019/10/1	最終更新日	2019/8/1
文書名	IP アドレス割り当て等に関する規則		

IP アドレス割り当て等に関する規則

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という）がインターネットのIPアドレスの割り当て等を円滑に行うことにより、インターネットの利用の促進を図ることを目的とする。

第2条 (IP アドレス割り当てポリシー・技術要件、用語)

IP アドレスの割り当て等に関する業務は、当センターが定める「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」および「JPNIC における IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」（以下これらのポリシーを「IP アドレス割り当てポリシー」という）に基づいて執行する。

2 この規則に定める IP アドレスの割り当て管理業務等に必要な技術的要件は、当センターが定める「IPv4 割り振り/返却申請手続きについて」、「IPv4 割り当て報告申請について（IP アドレス管理指定事業者ネットワーク用）」など（以下「IP アドレス技術文書群」という）で定める。

3 前2項に定める IP アドレス割り当てポリシーおよび IP アドレス技術文書群は IP アドレス資源の有効利用の観点等から、原則として1か月間の周知期間をおいたうえ、時宜、変更されるものとする。

4 この規則で使用する用語は、この規則で定めるものを除き、IP アドレス割り当てポリシー、IP アドレス技術文書群その他の文書で定めるところによる。

第3条 (IP アドレス割り当ての意味)

この規則において、IP アドレスの割り当てとは、当センターが管理を委ねられた IP アドレスについて、インターネットのエンドユーザに対して一意性を確保するために、付帯的な技術的処理を行い、エンドユーザがインターネットのアドレスを使用することをいう。ただし、この一意性の保証は IP アドレス管理指定事業者に対する割り振り IP アドレスを介して保証する（以下この使用などを「IP アドレス・リース」という）。

第4条 (IP アドレス・リースの期間・更新)

IP アドレスのリースの期間は、割り当ての日から次に到来する3月31日までとする。ただし、期間満了のときにおいて IP アドレス技術文書群・IP アドレス割り当てポリシーに定める要件を充たしている場合には、更に1年間自動的に更新し、事後も同様とする。

2 前項の要件を充たさない場合、または当センターが更新を相当でないと認める場合、当センターは期間満了の1か月前までに更新拒絶の通知を行う。この場合、当該のエンドユーザは IP アドレスの使用を停止しなければならない。

3 前項の場合、割り当てを行った IP アドレス管理指定事業者は、当該のエンドユーザに対して IP アドレスの使用を停止させるために必要な措置をとる。

第5条 (割り当て業務等の取り扱い)

IP アドレスの割り当て等に関する業務は、この規則に定めがある場合を除き、当センターの指定する部局（以下「指定部局」という）が取り扱う。

第5条の2 (情報の取り扱い)

この規則に定める IP アドレスの割り当て管理業務を遂行するにあたり、当センターが受領する情報の取り扱いに関しては、この規則のほか、当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」で定める。

第5条の3 (データベースに関する事項)

データベースに関する事項は、IP アドレス技術文書群その他当センターの定める規則に従って運用する。

第2章 IP割り当て管理業務の委任

第6条（業務委託）

当センターは、この規則に定めるところにより IP アドレス割り当て等の管理業務の全部または一部を当センターが認定する第三者に対して、別に定める「IP アドレス管理指定事業者契約」（以下「IP 指定事業者契約」という）を締結して委託することができる（以下この第三者を「IP 指定事業者」といい、委託する業務を「IP 割り当て管理業務」という）。

2 IP 指定事業者は、この規則および IP 指定事業者契約に定めるところにより、自らのユーザに対して、自己が管理の委託を受けた IP アドレスを割り当てることができる。また、自己が管理の委託を受けた IP アドレスの一部を最終的にエンドユーザに割り当ててを目的として、別の事業者により委託する（以下「再割り振り」という）ことができる。ただし、再割り振りの要件は、別に定める。

3 IP 指定事業者は、その名称、所在地、連絡担当者等当センターが必要とする事項を指定部局に届け出なければならない。これに変更がある場合も同様とする。

4 前項により届け出た連絡担当者等は当センターが IP 指定事業者に対して通知を行う場合、その受領権限があるものとみなす。

第7条（IP 指定事業者の資格）

IP 指定事業者は、IP アドレス割り当ての技術的要件を理解してこれを遵守し、独立の事業者としてその技術的処理および事務的処理を遂行する能力を有する者とする。

2 IP 指定事業者となろうとする者は、当センター所定の契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。

3 前2項に定めるものを除く IP 指定事業者の認定の細目は、別に定める。

第8条（IP 割り当て管理業務の原則）

IP 割り当て管理業務は、当センターが管理を委ねられた IP アドレスのうちから、当センターが指定する IP アドレス（IP アドレスの数を含む）について委託する。

2 前項で言う IP アドレスには、以下のものを含む。

- (1) この規則に基づいて当センターから割り振られる IP アドレス
- (2) 当センター以外のレジストリから割り振りまたは割り当てを受け、当センターに管理が移管された IP アドレス
- (3) 2011 年 8 月 1 日以降に当センターが移転を承認し、IP 指定事業者が管理することとされた IP アドレス

第3章 割り振り申請手続

第9条（割り振り申請）

IP 指定事業者は、指定部局所定の形式により、管理を希望する IP アドレス数その他の事項を記載した IP アドレス割り振り申請を行う。ただし、希望する IP アドレス数の記載は、その数について委託をすることの保証と解釈されてはならない（以下この申請を「割り振り申請」といい、これを行った IP 指定事業者を「割り振り申請者」という）。

2 指定部局は、必要がある場合、割り振り申請者に対して、申請内容についての資料の提出または報告を求めることができる。

3 前項の指定部局の請求は、相当の提出期限を定めて電子メールをもって行う。

第10条（割り振り申請の受理）

前条により受領した割り振り申請は、指定部局により必要な記載事項等の審査を行い、この審査で受け付けられた申請を割り振り申請として受理する。

2 前項の審査で受理されなかった割り振り申請は不受理とし、その申請がなかったものとみなす。

第11条（割り振り申請の訂正）

受理された割り振り申請に齟齬または不備その他の誤りがある場合、指定部局は、その訂正を求めることができる。

2 指定部局は、前項の誤りがある場合、割り振り申請者に対して、相当の提出期間を定めてその訂正を求めることができる。

3 前項の期日以内に訂正が行われない場合、その割り振り申請は不受理とし、その申請はなかったものとみなす。

第12条（割り振りの決定）

指定部局または APNIC は、第 10 条により受理した割り振り申請（前条による訂正等がある場合には訂正された申請とする）について審査を行い、IP 割り当て管理業務を委託する IP アドレスの割り振りを決定する。指定部局は、必要な場合、割り振り申請者とこの審査について必要な事項の協議をすることができる。

2 前項の審査および決定は、IP アドレス割り当てポリシーに基づく裁量をもって行う。

第 13 条（割り振り通知）

指定部局は、前条による決定がされたときは遅滞なく割り振り申請者に対して、電子メールにより割り振りする IP アドレスを通知し、または割り振りしない旨を通知する。

第 14 条（割り振り情報）

当センターは、当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、IP 指定事業者ごとに、その組織名、割り振られた IP アドレスに関する事項その他必要な事項を当センターのデータベースに登録して公開・開示する。

2 IP 指定事業者は、前項の登録事項に変更が生じた場合、別に定める様式により指定部局に対して記載事項の変更を届け出なければならない。指定部局は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。

第 15 条（追加申請）

IP 指定事業者は、IP アドレスの割り振りの追加割り振り申請（以下「追加申請」という）を行うことができる。

2 追加申請の様式は、指定部局が定め、その取り扱いは本章の規定を準用する。

第 4 章 IP 割り当て管理業務

第 16 条（IP 割り当て管理業務）

当センターが IP 指定事業者に対して委託する IP 割り当て管理業務は以下のとおりとする。

- (1) 割り振られた IP アドレスの自らのユーザに対する割り当ておよび再割り振り
- (2) 割り当て報告および再割り振り報告
- (3) その他当センターが定める事項

第 17 条（割り当ての承認）

IP アドレスの割り当て（以下、IP 指定事業者が自らに割り当てを行う場合も含み、この規則において同じとする）を行う場合、IP 指定事業者はあらかじめ指定部局に審議を申請してその承認を得たうえで割り当てを行わなければならない（以下この申請を「審議申請」という）。

2 指定部局は、審議申請について、次の事項を確認、精査する。

- (1) 記入事項に不備がないこと
- (2) IP 指定事業者が接続組織の IP アドレス利用に関する情報を十分かつ正確に収集していること
- (3) IP 指定事業者が適切に割り当て IP アドレスの数を判断していること
- (4) その他指定部局が定める事項

3 IP 指定事業者は、第 1 項による承認のない場合、割り当てを行ってはならない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、指定部局があらかじめの審議および承認を不要とした IP アドレス（IP アドレスの数により定める）については、指定部局の承認を得ることなく割り当てを行うことができる。

5 本条の審議に関する手続きに関しては、本章に定めがある場合を除き第 3 章の規定を準用する。

第 18 条（割り当て報告および再割り振り報告）

IP 指定事業者は、前条に基づいて割り当ておよび再割り振りを行った場合、別に定める様式に従い当センターに報告しなければならない。当センターに報告された情報は、当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、当センターのデータベースに登録され、公開・開示される。

2 IP 指定事業者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり（割り当てを受けた者の依頼により IP 指定事業者が請求する場合も含み、本条において同じとする）、かつ、データベースの公開によりその者が損害を被る虞があると当センターが認めた場合には、当センターは「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき、当センターが報告をうけた事項を公開しないことができる。ただし、当該非公開事項であっても、同規則によりこれを開示することができる。

第 19 条（ネットワーク情報記載事項変更申請）

IP 指定事業者は、前条第 1 項により報告した事項に変更が生じた場合、別に定める様式により当センターに報告事項の変更を届け出なければならない。

2 指定部局は、この変更を確認するために、必要な書類提出を求めることができる。

第 20 条（IP 指定事業者の義務）

IP 指定事業者は IP 割り当て管理業務を、当センターが別に定める場合を除き第三者に再委託することはできない。

2 IP 指定事業者が IP 割り当て管理業務を行うに際しては、IP アドレスの効率的な利用と経路情報の集積がはかれるように努力しなければならない。

3 IP 指定事業者は、別に定める手続に従い逆引きのためのネームサーバの設定、管理および運用を行わなければならない。

4 IP 指定事業者は、IP 割り当て管理業務を行うにあたり、エンドユーザおよび再割り振り先の事業者から IP 割り当て管理業務に必要な情報を取得するときは、当該情報が当センターに提供され、当センターの定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき取り扱われることにつき、当該情報の情報主体から同意を得なければならない。

第 21 条（IP 指定事業者とエンドユーザおよび再割り振り先の事業者との関係）

IP 指定事業者は、この規則および IP 指定事業者契約に反しない範囲において、エンドユーザおよび再割り振り先の事業者に対する IP アドレス割り当ての取り扱いについての条件を定めるものとする。

2 再割り振り先の事業者が、エンドユーザへ割り当てを行う場合、その IP アドレス割り当ての取り扱いについては、第 2 条、第 5 条の 2、第 19 条第 1 項、および第 20 条第 4 項を準用するものとする。

3 前 2 項の定めに関する一切の責任は IP 指定事業者が負担するものとし、当センターが損害を被った場合は、当センターはその賠償を求めることができる。

第 22 条（責任範囲）

IP 割り当て管理業務の遂行によりエンドユーザ・再割り振り先の事業者と IP 指定事業者との間に生じた事項に関する一切の責任は IP 指定事業者が負担する。ただし、当センターの責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

第 23 条（IP 指定事業者の義務違反に対する措置）

当センターは IP 指定事業者がこの規則および IP アドレス技術文書群等で定める義務に違反した場合、この規則または当センターが別に定める方法により次の措置を行うことができる。

- (1) 第 17 条第 4 項に定める措置の取消
- (2) 違反した IP 指定事業者の組織名および違反事項等の公表
- (3) IP 指定事業者契約の全部または一部の解除

第 24 条（公表の決定手続き）

前条第 2 号の公表は、指定部局の申し出により、理事会または理事会が指名する 3 名以上の理事で構成される審査委員会（以下「審査委員会等」と総称する）が審査し決定する。

2 前項の審査を行う場合、審査委員会等は、IP 指定事業者に対し、審査開催の日時、場所その他の事項を審査開催の 2 週間前までに通知する。

3 第 1 項の審査においては、当該の IP 指定事業者に対して、意見を述べ、資料を提出する機会を与えなければならない。

4 審査委員会等は、必要がある場合には、当該の IP 指定事業者またはその他の関係人に対して出席、意見または説明を求めもしくは資料の提出を求めることができる。

5 本条の審査の手続きは原則として公開で行う。ただし、審査委員会等の決定により、手続を非公開とすることができる。

第 25 条（公表）

前条の審査の結果、審査委員会等が公表の事由があると認めた場合は、その違反事実等を公表する。

第 26 条（IP 指定事業者契約終了に伴う義務）

IP 指定事業者契約を終了する場合、IP 指定事業者は新たな割り当ておよび再割り振りを行ってはならず、次章の定めに従いエンドユーザおよび再割り振り先の事業者から IP アドレスの返却を受けたうえで、別に定める手続に従い受託 IP アドレス空間のすべてを当センターに対し返却しなければならない。

第 5 章 IP アドレスの返却

第 27 条（返却）

IP 指定事業者は、エンドユーザもしくは再割り振り先の事業者との間に存する接続が終了した場合、別に定める手続に従いその者から IP アドレスの返却を受けなければならない。

第 6 章 委託業務にかかる費用等

第 28 条 (IP アドレス割り振り手数料)

(削除)

2 (削除)

3 (削除)

第 29 条 (IP アドレス維持料)

IP 指定事業者は、当センターに対し、別紙「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス数に応じた IP アドレス維持料を支払う。この IP アドレス数には、IP 指定事業者が割り当てを行っていない IP アドレス数も算入する。

2 前項にかかわらず、IP 指定事業者が IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の割り振りを受けている場合は、それぞれの IP アドレスの総量に応じて算出される IP アドレス維持料のうち、いずれか金額の高い方を当該年度の IP アドレス維持料として支払えば足りる。

3 第 1 項にかかわらず、IP 指定事業者がプロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含み、以下「PI アドレス」という）の割り当てを受けている場合は、IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス数と、割り当てを受けた PI アドレスのアドレス数の合計に応じて IP アドレス維持料を算定するものとする。

第 30 条 (IP アドレス移転手数料)

IP 指定事業者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移転を承諾し、IP 指定事業者が当センター管理下の IP 指定事業者・PI アドレス被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）から IP アドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、別紙「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、IP アドレス移転手数料を支払う。

2 前項にかかわらず、IP 指定事業者、PI アドレス被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、IP 指定事業者契約を締結して、IP アドレスの移転を受けようとする場合に限り、IP アドレス移転手数料は、第 7 条第 2 項の契約料に含まれるため、IP アドレス移転手数料の支払いは不要とする。

第 31 条 (IP 割り当て管理業務に関する費用の負担)

IP 割り当て管理業務に要した費用は、IP 指定事業者の負担とする。

第 7 章 一般規定

第 32 条 (守秘義務)

当センターおよび IP 指定事業者は、この規則に定める業務の遂行により知った当センター、IP 指定事業者、エンドユーザおよび再割り振り先の事業者の秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、この規則および当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めにより公開・開示される事項についてはこの限りではない。当センターの管理すべき情報の範囲および管理方法は、当センターの定めるところにより決定・公示する。

2 前項の定めは、IP 指定事業者契約終了時において、当センター、IP 指定事業者、エンドユーザ、または再割り振り先の事業者から秘密として指定された事項については、IP 指定事業者契約終了後もなおその効力を有する。

第 33 条 (通知)

この規則により当センターが IP 指定事業者等に対して通知を行う場合、当センターは、第 6 条第 3 項の連絡窓口・連絡担当者その他 IP アドレス技術文書群で定める者に対する電子メールをもって行う。ただし、当センターが必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。

2 IP 指定事業者は、当センターからのこの規則に関する通知・請求について所定の期間内に通知・請求がない場合には、当センターに対して通知の有無を問い合わせなければならない。

3 IP 指定事業者が第 6 条第 3 項または第 14 条 2 項の手続を怠った場合に、当センターが IP 指定事業者の届け出た最新の事項に従って通知を発したときは、当該通知が IP 指定事業者に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第 34 条 (合意管轄)

この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。

第 35 条（当センターの責任）

当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由により、IP 指定事業者、エンドユーザまたは再割り振り先の事業者が IP アドレスの割り振り、割り当て、IP アドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納した IP アドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。なお、当該年度の IP アドレス維持料の請求がない場合は、第 7 条第 2 項に基づき納入された契約料の範囲内とする。

2 当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者は、データベースの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。

第 36 条（理事会の権限）

理事会は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。

第 37 条（規則の変更）

当センターは、理事会の決議を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、IP 指定事業者、エンドユーザおよび再割り振り先の事業者に適用される。

2 この規則を変更する場合、当センターは、2 か月以上の期間においてその施行期日を定めるものとし、当センターの定める方法により、変更の内容および実施期日を公示する。

（付 則）

1 この規則は、2001 年 4 月 1 日から実施する。

2 2001 年 3 月 31 日時点で現に当センターから IP アドレスの割り当てに関する業務委任を受けている者は、2001 年 8 月末日までの間、この規則に定める IP 指定事業者契約締結の有無にかかわらず、この規則に定めるところにより、IP 指定事業者が行う業務を行うことができる。

3 前項に定める者は、この規則に定める IP 指定事業者の認定手続を経たものとみなす。

4 第 7 条第 2 項の契約料は 275,000 円（うち消費税 25,000 円） とする。

5 第 7 条第 2 項の定めにかかわらず、付則第 3 号により IP 指定事業者の認定手続を経たとみなされる者および 2001 年 3 月 31 日時点で当センター会員である者の契約料の支払いは免除する。ただしこの免除措置は、2002 年 3 月 31 日をもって終了する。

6 この規則は、料金体系の変更により、2004 年 6 月 18 日に改正され、その規則は、2004 年 8 月 18 日から実施する。

7 この規則は、下記の実施に伴い、2005 年 1 月 21 日に改正され、その規則は、2005 年 4 月 1 日より実施する。

(1) IP アドレス維持料の支払方法の変更

(2) 「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等」に関する規則の制定

(3) IPv6 アドレスサービスの変更

8 この規則は IPv6 割り振り手数料の一部割り引き適用に伴い、2005 年 11 月 24 日に改正され、その規則は、2006 年 1 月 24 日より実施する。ただし、手数料の割り引きは、定義された条件を満たし、2005 年 8 月 11 日以降に申請を行った IPv6 アドレス割り振り申請を適用の対象とする。

9 この規則は、IP アドレス維持料の一部見直しに伴い、2008 年 1 月 8 日に改正され、その規則は、2008 年 3 月 8 日より実施する。

10 この規則は、IPv6 アドレス維持料金額変更に伴い、2008 年 3 月 21 日に改正され、その規則は、2008 年 5 月 21 日より実施する。

11 この規則は、IPv4 アドレスにおける最小割り振りサイズの変更に伴い、2008 年 7 月 15 日に改正され、その規則は、2008 年 9 月 15 日より実施する。

12 この規則は、IP アドレス等料金改定に伴い、2011 年 8 月 31 日に改正され、その規則は 2011 年 11 月 1 日より実施する。

13（削除）

14 第 7 条第 2 項の定めにかかわらず、当センターから既に IP アドレスの割り振り、割り当て、または AS 番号の割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。

15 IP アドレス維持料の額について、当センターの正会員である IP 指定事業者には、算出した IP アドレス維持料から 100,000 円を減じた金額を請求する。ただし、減額前の IP アドレス維持料の額が 100,000 円に満たない場合は請求をしないこととする。

16 第 29 条第 3 項の定めにかかわらず、2013 年度までは IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス、割り当てを受けた PI アドレスを合計せず、別々に IP アドレス維持料を算出して支払うことができるものとする。この場合の前号の減額は、IP アドレス維持料の合算額から行うものとする。

17 この規則は、IP アドレス等料金体系一部改定に伴い、2012 年 12 月 10 日に改正され、2013 年 2 月 12 日より実施する。

18 この規則は、IP アドレス移転手数料の導入に伴い、2013 年 4 月 1 日に改正され、2013 年 6 月 3 日より実施する。

19 この規則は、消費税改定に伴い、2014 年 1 月 31 日に改正され、2014 年 4 月 1 日より実施する。

20 この規則は、消費税改定に伴い、2019 年 8 月 1 日に改正され、2019 年 10 月 1 日より実施する。

別 紙

手数料・維持料の額および支払い方法

1. (削除)

2. (削除)

3. (削除)

4. (削除)

5. IP アドレス維持料

IP アドレス維持料は、毎年 4 月 1 日 0:00 の割り振りアドレス数に基づき、以下の計算式によって算出する。

・ IPv4 アドレスに基づく算出

$(65,000 \times 1.3^{\log_2(\text{IPv4 アドレスの総数}-9)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$

・ IPv6 アドレスに基づく算出

$(65,000 \times 1.3^{\log_2(\text{IPv6 アドレスの}/56 \text{ の個数}-23)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$

注 4) 振込手数料は IP 指定事業者の負担とする。

注 5) 割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は 55,000 円 (うち消費税 5,000 円) とする。

注 6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。

6. IP アドレス維持料の支払い方法

IP アドレス維持料は、4 月 1 日 0:00 をもって計算された IP アドレス数の総量に基づいた IP アドレス維持料をその月に当センターより請求し、その翌月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

7. IP アドレス移転手数料

課金種別	費用
移転手数料	他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、 1 件につき <u>88,000 円 (うち消費税 8,000 円)</u>

8. IP アドレス移転手数料の支払い方法

IP アドレス移転手数料は、IP アドレス移転申請提出後に当センターより請求し、実際に IP アドレスの移転を受ける前に、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。当該 IP アドレス移転手数料の支払いがない場合、当センターは当該 IP アドレス移転申請にかかる IP アドレス移転を承認しない。

9. 遅延利息

IP 指定事業者は、IP アドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払い IP アドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

文書管理情報			
文書番号	JPNIC-0xxxx	無効となった文書	JPNIC-01186
発効日	2019/10/1	最終更新日	2019/8/1
文書名	プロバイダ非依存アドレス割り当て規則		

プロバイダ非依存アドレス割り当て規則

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

第1条（目的）

この規則は、国際的に一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という）の管理下に置くべきであると認知されているプロバイダ非依存アドレス（以下「PI アドレス」という）の割り当てについて定めることを目的とするものであり、当センターが IP アドレスの割り当て等について別途定める「IP アドレス割り当て等に関する規則」（以下「IP 割り当て規則」という。）とともに当センターの管理下にある IP アドレスに関する規則を構成する。

第2条（IP アドレス割り当てポリシー・技術要件、用語）

PI アドレスの割り当ては、この規則が定める事項の他、当センターが定める「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」および「JPNIC における IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」（以下これらのポリシーを「IP アドレス割り当てポリシー」という）に基づいて執行する。

2 前項の IP アドレス割り当てポリシーは、「JPNIC における IP アドレスポリシー策定プロセス」に基づいて適宜変更される。

3 この規則に定める PI アドレスの割り当てに必要な技術的要件は、当センターが定める「特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当て、登録情報変更、返却申請手続きについて」その他の文書（以下「IP アドレス技術文書群」という）で定める。

4 前3項に定める規則・ポリシー等の文書は IP アドレス資源の有効利用等の観点から、原則として1か月間の周知期間をおいたうえ、時宜、変更または新たに定めることができるものとする。

5 前項の場合には、被割り当て者は、変更または新たに定められた内容に拘束されるものとする。

6 この規則で使用する用語は、この規則本文で定めるものを除き、IP アドレス割り当てポリシー、IP アドレス技術文書群、その他の文書で定めるところによる。

第3条（この規則の範囲）

この規則は、この規則本文のほか、IP アドレス割り当てポリシーおよび IP アドレス技術文書群その他当センターが当センターの Web 上で別に定める利用条件などの告知等をもって構成される。

第4条（定義）

この規則本文における用語を下記のとおり定義する。

(1) 「PI アドレス」とは、インターネットの現実の運用において、プロバイダに依存しない経路到達性を持つとされている IP アドレスのことをいう。

(2) 「被割り当て者」とは、PI アドレスの割り当てを受ける組織もしくは個人のことをいう。

(3) 「割り当て情報」とは、当センターのデータベースに登録される PI アドレスに関する情報のことをいう。

第5条（この規則の適用対象）

この規則は、PI アドレスのうち当センターの管理下におくべきであると国際的に認知されているものに適用する。このような PI アドレスは以下のものを含み、当センターからの割り当て以外の手段によって入手したアドレスであっても、当センターが割り当てを行ったアドレスと同等に扱うものとする。

(1) InterNIC またはその前身から日本国内の組織に直接割り当てられた IP アドレスであって、歴史的経緯により当センター管理下におくべきであるとされている IP アドレス

(2) ネットワークアドレス調整委員会を経由して、InterNIC またはその前身から割り当てられた IP アドレス

(3) IP アドレス管理指定事業者制度およびその前身となる制度および CIDR ブロック割り当てに関するパイロットプロジェクト以外のしくみによって、当センターもしくは当センターの前身の JNIC から割り当てられた IP アドレス

(4) 2004年4月19日以降この規則制定以前に JPNIC との特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約に基づいて当センターから割り当てられた PI アドレス

- (5) この規則に基づいて当センターが割り当てる PI アドレス
- (6) 前各号以外の PI アドレスであって、 JPNIC 以外のインターネットレジストリから割り当てられ JPNIC に管理が移管された PI アドレス
- (7) 2011 年 8 月 1 日以降に移転申請者が PI アドレスとして使用することを選択して移転申請し、当センターが移転を承諾した PI アドレス

第 6 条（歴史的 PI アドレスの扱い）

- 前条によりこの規則の適用対象となる PI アドレスのうち、 前条第 1 号ないし第 3 号に該当するものを「歴史的経緯を持つ PI アドレス（以下「歴史的 PI アドレス」という）」と呼ぶ。
- 2 歴史的 PI アドレスに関する事項についてはこの規則に優先して「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約」が適用される。
 - 3 歴史的 PI アドレスの割り当てを受けた被割り当て者は当センターとの間で「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当てに関する確認書」を取り交わすものとする。

第 7 条（PI アドレス割り当ての意味）

この規則の適用対象となる PI アドレスの割り当てとは、当センターが管理を委ねられた IP アドレスについて、一意性を確保するための付帯的な技術的処理を行ったうえで被割り当て者に提供されることをいい、被割り当て者は当センターの定める割り当てを受けるために必要な技術的要件を維持し PI アドレスを使用するものとする（以下この使用を「PI アドレス・リース」という）。

第 8 条（PI アドレスのリースの期間）

- PI アドレスのリースの期間は、当センターから被割り当て者へ PI アドレスが割り当てられた日から次に到来する 3 月 31 日までとする。ただし期間満了時において、この規則に定められた要件を満たしている場合には、更に 1 年間自動的に更新し、事後も同様に更新されるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、被割り当て者から当センターに対し返却が行われた PI アドレスについては、当センターの返却処理完了日をもってこの PI アドレスのリースの期間も同時に終了するものとする。

第 9 条（情報の取り扱い等）

被割り当て者より当センターが受領する情報の取り扱いに関しては、当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」で定める。

第 10 条（PI アドレスの割り当てを受ける資格）

- 第 5 条第 7 号以外の PI アドレスの被割り当て者は、以下の第 1 号ないし第 3 号のうちいずれか一の目的のみを有するネットワークを運用するものに限られるものとする。
- (1) マルチホーム接続を行うため
 - (2) IXP（Internet Exchange Points）の相互接続セグメントにて使用するため
 - (3) 当センターが別に定めるクリティカルインフラストラクチャー（Critical Infrastructure）をインターネットに接続するため
 - (4) 当センターが PI アドレスの必要性を認めるその他の用途
- 2 前項の資格要件は、IP アドレス割り当てポリシーにより変更となった場合には変更された内容に従う。
 - 3 被割り当て者となろうとする者は、当センターとの間にプロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約（以下「契約」という。）を締結し、PI アドレスの割り当てを受けすることができる。
 - 4 被割り当て者は、PI アドレスを使用するにあたり、第 7 条に定める PI アドレスのリースの期間を通じて、当センターが別に定める割り当てを受け続けるために必要な技術的要件を理解してこれを遵守し、その技術処理および事務処理を遂行する能力を有するものとする。
 - 5 第 3 項にかかわらず第 5 条第 6 号に該当する PI アドレスの被割り当て者は、当該 PI アドレスを当センターの管理に移管するときは、当センターとの間で第 3 項に定める契約を締結するものとする。
 - 6 第 3 項にかかわらず当センターの承諾を得て IP アドレスの移転を受け PI アドレスとして使用しようとする者は、当センターとの間で第 3 項に定める契約を締結するものとする。

第 11 条（割り当て IP アドレス空間の変更／追加割り当て等）

- 被割り当て者は、1 割り当てネットワークに対する追加割り当ての結果、当センターが別に定める IP アドレス管理指定事業者の要件を満たすことになる追加割り当て申請を行うことができない。
- 2 被割り当て者は、追加割り当て等によって割り当てを受ける IP アドレス空間に変更が生じる場合には、その都度、あらかじめ契約変更の手続きを経なければならない。

3 被割り当て者は、第1項に該当する追加割り当てを希望する場合は、当センターとの間で当センター所定の IP アドレス管理指定事業者契約を締結し、IP アドレス割り当て等に関する規則の定めるところに従い、新たに IP アドレスの割り振りを受け、割り当てを行うものとする。

第12条 (PI アドレスの使用条件)

被割り当て者は、割り当てを受けたPI アドレスを、第10条第1項第1号から第4号までのうち契約締結時に届け出た目的を持つネットワークでのみ運用するものとし、その他の目的で使用してはならない。ただし、第5条第7号に該当するPI アドレスについてはその限りではない。

2 被割り当て者は、PI アドレスを使用するにあたりこの規則を遵守する。

第13条 (届け出・登録・公開)

被割り当て者は、その名称、代表者、連絡担当者その他当センターが必要とする事項を、当センターが別に定める様式によりすみやかに当センターに届け出るものとする。

2 当センターは「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより被割り当て者の組織名、そのIPアドレスに関する事項その他当センターが必要とする事項を当センターのデータベースに登録し、かつ、当センターが別に定める項目を公開・開示する。

3 登録事項に変更が生じた場合、被割り当て者は、当センターが別に定める様式によりすみやかに当センターに届け出るものとする。当センターは、この変更の有無を確認するために、被割り当て者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

4 当センターが、個別に被割り当て者に対して通知を行う場合、第1項により届け出た連絡担当者に行うものとし、この連絡担当者は、当センターから被割り当て者に対してなす一切の通知に関し、被割り当て者を代表して受領する権限があるものとみなす。

5 被割り当て者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり、かつ、データベースの公開により被割り当て者が損害を被る虞があると当センターが認めた場合には、当センターは「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき、その事項を公開しないことができる。ただし、当該非公開事項であっても、同規則により、当センターはこれを開示することができる。

6 データベースに関する事項は、IPアドレス技術文書群その他当センターの定める規則に従って運用する。

第14条 (義務違反に対する措置)

当センターは被割り当て者がこの規則本文およびIPアドレス技術文書群等この規則で定める義務に違反した場合、この規則または当センターが別に定める方法により次の措置を行うことができる。

- (1) 違反した被割り当て者の組織名および違反事項等の公表
- (2) 契約の全部または一部の解除

第15条 (違反事実の公表)

前条第1号の公表は、当センターの理事会または理事会が指名する3名以上の理事で構成される審査委員会(以下「審査委員会等」という)が審査し、公表の必要があると決定した場合に行うものとする。

2 前項の審査を行う場合、審査委員会等は、被割り当て者に対し、審査開催の日時、場所その他の事項を審査開催の2週間前までに通知する。

3 第1項の審査においては、被割り当て者に対し、意見を述べ、資料を提出する機会を与えなければならない。

4 審査委員会等は、必要がある場合には、被割り当て者またはその他の関係者に対して出席、意見または説明を求めもしくは資料の提出を求めることができる。

5 本条の審査の手続きは原則として公開で行う。ただし、審査委員会等の決定により、手続きを非公開とすることができる。

第16条 (契約終了の場合の処理)

契約が期間満了、解約、解除その他事由のいかなを問わず終了する場合、被割り当て者は、当該PIアドレスの使用停止のために必要な処理を行った後、当センターが別に定める手続きに従い、当センターに対しPIアドレス返却の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、被割り当て者がPIアドレスの使用を停止しない場合、当センターは当該PIアドレスの使用を停止させるために必要な措置をとるものとする。

3 前項の措置をとったことにより被割り当て者に発生した損害については、当センターはその賠償の責めに任じない。

第17条 (契約料の支払い)

被割り当て者となろうとする者は、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。

2 (削除)

第 18 条 (IP アドレス維持料の支払い)

被割り当て者は、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、IP アドレス維持料を支払う。

2 前項にかかわらず、被割り当て者が IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の割り当てを受けている場合は、それぞれの IP アドレスの総量に応じて算出される IP アドレス維持料のうち、いずれか金額の高い方を当該年度の IP アドレス維持料として支払えば足りる。

3 被割り当て者が歴史的 PI アドレスの割り当てを受けている、または IP アドレス管理指定事業者（以下「IP 指定事業者」という）として IP アドレスの割り振りを受けている場合は、割り当てを受けた PI アドレス、歴史的 PI アドレス、および IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス数の合計に応じて IP アドレス維持料を算定するものとする。

第 19 条 (IP アドレス移転手数料の支払い)

被割り当て者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移転を承認し、被割り当て者が JPNIC 管理下の IP 指定事業者・被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）から、IP アドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、IP アドレス移転手数料を支払う。

2 前項にかかわらず、IP 指定事業者、被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約を締結して、IP アドレスの移転を受けようとする場合に限り、IP アドレス移転手数料は、第 17 条の契約料に含まれるため、IP アドレス移転手数料の支払いは不要とする。

第 20 条 (秘密の保持)

被割り当て者は、この PI アドレスの割り当てにより知った当センターの秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。

2 当センターは、割り当てを行うにあたり被割り当て者から開示された被割り当て者の秘密を第三者に漏洩・開示しない。ただし、第 13 条第 2 項（同条項の変更の届け出がある場合には変更後の事項を含む）および「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めにより公開または開示される事項がある場合にはこの限りでない。

3 前各項の定めは、PI アドレスの返却時において、当センターまたは被割り当て者から秘密として指定された事項については、この PI アドレス返却後もなお 2 年間その効力を有する。

第 21 条 (通知)

当センターは、Web 上での表示、その他当センターが適当と判断する方法により、被割り当て者に対し随時必要な事項を通知する。

2 当センターは、個別に被割り当て者に対して通知を行う場合、原則として、電子メールで行うものとする。ただし、当センターが、電子メールの他に、郵便、電話、FAX その他の方法により通知を行うことを妨げるものではない。

3 被割り当て者が第 13 条第 1 項及び第 3 項の届け出を怠った場合、当センターが、被割り当て者の届け出た最新の事項に従って通知を発したときは、当該通知が被割り当て者に到達しなくとも、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第 22 条 (合意管轄)

この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 23 条 (当センターの責任)

当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由により、被割り当て者が PI アドレスの割り当て、PI アドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納した IP アドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。なお、当該年度の IP アドレス維持料の請求がない場合は、第 17 条に基づき納入された契約料の範囲内とする。

- 2 当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者は、当センターの管理するデータベースの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。
- 3 被割り当て者と第三者の間で、被割り当て者が割り当てを受けているPIアドレスに関していかなる紛争が生じたとしても、被割り当て者は自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。

第24条（閲覧）

この規則本文で別に定めるとしている事項については、当センターは当センターのWeb上で閲覧に供するものとする。

第25条（準拠法）

この規則の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第26条（この規則の変更）

当センターは、理事会の決議を経て、この規則本文を変更することができる。この規則本文の変更は、PIアドレス被割り当て者に適用される。

2 前項の場合、当センターは、少なくとも1か月以上の期間をおいて施行期日を定めるものとし、当センターのWeb上において、変更または新たに定める内容および施行期日を公示するものとする。

3 第1項の場合には、被割り当て者は、変更または新たに定められた内容に基づいて、PIアドレスを使用するものとする。

（付 則）

1 この規則は、IPアドレス等料金体系改定に伴い、2011年8月31日に改正され、2011年10月3日より実施する。

2 第17条の定めにかかわらず、当センターから既にIPアドレスの割り振り、割り当て、またはAS番号の割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。

3 IPアドレス維持料の額について、JPNIC正会員である被割り当て者には、算出したIPアドレス維持料から100,000円を減じた金額を請求する。ただし、減額前のIPアドレス維持料額が100,000円に満たない場合は、請求をしないこととする。

4 第18条第3項の定めにかかわらず、2013年度まではIP指定事業者として割り振りを受けたIPアドレス、割り当てを受けたPIアドレス、歴史的PIアドレスを合計せず、別々にIPアドレス維持料を算出して支払うことができるものとする。この場合の前号の減額は、IPアドレス維持料の合算額から行うものとする。

5 この規則は、IPアドレス等料金体系一部改定に伴い、2012年12月10日に改正され、2013年2月12日より実施する。

6 この規則は、IPアドレス移転手数料の導入に伴い、2013年4月1日に改正され、2013年6月3日より実施する。

7 この規則は、PIアドレスの割り当てを受ける資格の対象追加に伴い、2013年6月25日に改正され、2013年7月30日より実施する。

8 この規則は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日より実施する。

9 この規則は、消費税改定に伴い、2019年8月1日に改正され、2019年10月1日より実施する。

別紙

契約料・維持料・手数料の額および支払い方法

1. 契約料

契約料は次の表の通りとする。

課金種別	費用
契約料	<u>275,000円（うち消費税25,000円）</u>

注1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。

注2) 契約料は事由のいかんを問わず返還しない。

2. 契約料の支払い方法

契約料は、当センターより被割り当て者に請求する。被割り当て者は、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

3. (削除)

4. IP アドレス維持料

IP アドレス維持料は、毎年 4 月 1 日 0:00 の割り当てアドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって算出する。

- ・ IPv4 アドレスに基づく算出

$$(65000 \times 1.3^{\log_2(\text{IPv4 アドレスの総数}-9)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$$

- ・ IPv6 アドレスに基づく算出

$$(65000 \times 1.3^{\log_2(\text{IPv6 アドレスの}/56 \text{ の個数}-23)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$$

この場合において、被割り当て者が IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の PI アドレスの割り当てを受けているときであっても、いずれか一方金額の多い方の IP アドレス維持料を支払えば足りるものとする。

注 5) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。

注 6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。

5. IP アドレス維持料の支払方法

当センターは前記別紙 4 にて算出した IP アドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

6. IP アドレス移転手数料

課金種別	費用
移転手数料	他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、 1 件につき <u>88,000 円 (うち消費税 8,000 円)</u>

7. IP アドレス移転手数料の支払い方法

IP アドレス移転手数料は、IP アドレス移転申請提出後に当センターより請求し、実際に IP アドレスの移転を受ける前に、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。当該 IP アドレス移転手数料の支払いがない場合、JPNIC は当該 IP アドレス移転申請にかかる IP アドレス移転を承認しない。

8. 遅延利息

被割り当て者は、IP アドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払い IP アドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

文書管理情報			
文書番号	JPNIC-0 xxxx	無効となった文書	JPNIC-01187
発効日	2019/10/1	最終更新日	2019/8/1
文書名	歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約		

歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という）は、歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス（以下「歴史的PIアドレス」という）の割り当て規約を、以下のとおり定める。本規約は、「被割り当て者」による当センターの管理下における「歴史的PIアドレス」の使用に関する一切の事項について適用する。

第1条（定義）

この規約本文における用語を下記のとおり定義する。

- (1) 「歴史的PIアドレス」とは、CIDR (Classless Inter-Domain Routing) 導入以前に、プロバイダなどのローカルインターネットレジストリを介さずに、国際的なIPアドレス割り当て機関から直接割り当てを受けたIPアドレスのことをいう。これには下記のIPアドレスが含まれる。ただし、2011年8月1日以降当センターが移転を承諾した歴史的PIアドレスは、移転以後、歴史的PIアドレスから除外される。
 1. InterNICから直接割り当てられたIPアドレス
 2. ネットワークアドレス調整委員会を経由して、InterNICから割り当てられたIPアドレス
 3. IPアドレス管理指定事業者制度（業務委任会員制度）が設けられる以前に、当センターもしくは当センターの前身のJNICから割り当てられたIPアドレス
 4. その他当センターが個別に歴史的PIアドレスと認めたIPアドレス
- (2) 「被割り当て者」とは、歴史的PIアドレスの割り当てを受けている組織もしくは個人のことをいう。
- (3) 「割り当て情報」とは、当センターのデータベースに登録されているIPアドレスに関する情報のことをいう。
- (4) 「ネットワークアドレス調整委員会」とは、1989年2月から1992年6月まで日本国内のIPアドレス割り当てを行っていた組織のことをいう。
- (5) 「IPアドレス管理指定事業者」とは、当センターが割り当て管理業務等IPアドレスの管理を委託するためにIPアドレス管理指定事業者契約を締結しているネットワークサービス事業者のことをいう。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、この規約本文のほか、当センターが別に定めるIPアドレス技術文書群その他の利用条件などの告知等をもって構成される。

第3条（歴史的PIアドレスの使用条件）

被割り当て者は、歴史的PIアドレスを使用するにあたり、IPアドレス管理に関する当センターの事業目的を尊重し、誠意をもってこれを利用するものとする。

- 2 被割り当て者は、歴史的PIアドレスを使用するにあたり、次条に定める歴史的PIアドレスの使用期間を通じて、当センターが別に定める割り当てを受け続けるために必要な技術的要件を維持する。
- 3 被割り当て者は、歴史的PIアドレスを使用するにあたり本規約を遵守する。

第4条（使用期間）

歴史的PIアドレスの使用期間は、当センターが被割り当て者からの確認書の提出を確認した日から次に到来する3月31日までとする。ただし期間満了時において、本規約に定められた要件を満たしている場合には、更に1年間自動的に更新し、事後も同様に更新されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被割り当て者から当センターに対し返却が行なわれた歴史的PIアドレスについては、当センターの返却処理完了日をもってこの歴史的PIアドレスの使用期間も同時に終了するものとする。

第5条（届け出、通知）

被割り当て者は、その名称、代表者、連絡担当者その他当センターが必要とする事項を、当センターが別に定める様式によりすみやかに当センターに届け出るものとする。届け出事項に変更が生じた場合も同様とする。

2 当センターは、Web上での表示、その他当センターが適当と判断する方法により、被割り当て者に対し随時必要な事項を通知する。

- 3 当センターが、個別に被割り当て者に対して通知を行う場合、第1項により届け出た連絡担当者を行うものとし、この連絡担当者は、当センターから被割り当て者に対してなす一切の通知に関し、被割り当て者を代表して受領する権限があるものとみなす。
- 4 当センターは、前項の通知を行う場合、原則として、電子メールで行うものとする。ただし、当センターが、電子メールの他に、郵便、電話、FAX その他の方法により通知を行うことを妨げるものではない。
- 5 被割り当て者が第1項の届け出を怠った場合、当センターが、被割り当て者の届け出た最新の事項にしたがって通知を発したときは、当該通知が被割り当て者に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第6条（情報の取り扱い等）

被割り当て者より当センターが受領する情報の取り扱いに関しては、当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」で定める。

第7条（割り当て情報）

当センターは、被割り当て者に対して歴史的PIアドレスの割り当てを行っている場合、当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、被割り当て者の組織名、そのIPアドレスに関する事項その他当センターが必要とする事項を当センターのデータベースに登録し、かつ、当センターが別に定める項目を公開・開示する。

2 被割り当て者は、前項の登録事項に変更が生じた場合、当センターが別に定める様式により当センターに対して登録事項の変更を届け出なければならない。当センターは、この変更の有無を確認するために、被割り当て者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

3 被割り当て者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり、かつ、データベースの公開により被割り当て者が損害を被る虞があると当センターが認めた場合には、当センターは「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき、その事項を公開しないことができる。ただし、当該非公開事項であっても、同規則により、当センターはこれを開示することができる。

4 データベースに関する事項は、IPアドレス技術文書群その他当センターの定める規則にしたがって運用する。

第8条（権利・義務の譲渡の禁止）

被割り当て者は、この歴史的PIアドレスの割り当てにより生じた権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない（歴史的PIアドレスの第三者への譲渡および貸与を含む）。ただし、当センターの書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

第9条（秘密の保持）

被割り当て者は、この歴史的PIアドレスの割り当てにより知った当センターの秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。

2 当センターは、割り当てを行うにあたり被割り当て者から開示された被割り当て者の秘密を第三者に漏洩・開示しない。ただし、第7条第1項（同条項の変更の届け出がある場合には変更後の事項を含む）および「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めにより公開または開示される事項がある場合にはこの限りでない。

3 前各項の定めは、歴史的PIアドレスの返却時において、当センターまたは被割り当て者から秘密として指定された事項については、この歴史的PIアドレス返却後もなお2年間その効力を有する。

第10条（本規約の変更）

当センターは、事前の通知なく、本規約を変更または新たに定めることができる。

2 前項の場合、当センターは、少なくとも1か月以上の期間において施行期日を定めるものとし、当センターのWeb上において、変更または新たに定める内容および施行期日を公示するものとする。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

3 第1項の場合には、被割り当て者は、変更または新たに定められた内容に基づいて、歴史的PIアドレスを使用するものとする。

第11条（歴史的PIアドレス使用終了の場合の処理）

事由のいかんを問わず割り当てられている歴史的PIアドレスの使用を終了した場合は、当該歴史的PIアドレスの返却についての必要な処理を行った後、当センターが別に定める手続きにしたがい、当センターに対し当該歴史的PIアドレスを返却するものとする。

第12条（割り当ての中止）

被割り当て者が下記各号のいずれか1に該当する場合、当センターはただちにその者に対して割り当てられている歴史的PIアドレスのすべてについて当センターに返却されたものとして、その者の同意なく必要な処理を行う

ことができる。ただし、被割り当て者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(1) 歴史的PIアドレスの使用にあたり、本規約に違反し、当センターが定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき

(2) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生等の申立てがあり、被割り当て者が引き続き歴史的PIアドレスの管理を行っていくことが困難と当センターが判断したとき

(3) その他当センターの業務に著しい支障を及ぼす、または及ぼすおそれがある行為をしたとき

第13条（歴史的PIアドレスの返却後の効果）

期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第11条、第12条、第16条、第18条および第19条の規定はその後なお有効に存続するものとする。

第14条（IPアドレス維持料）

被割り当て者は、当センターに対し、別紙「維持料・手数料の額および支払い方法」で定めるところにより、割り当てを受けている歴史的PIアドレスのアドレス数に応じたIPアドレス維持料を支払う。

2 前項にかかわらず、被割り当て者が歴史的PIアドレス以外のプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている場合、またはIPアドレス管理指定事業者としてIPアドレスの割り振りを受けている場合は、割り当てを受けた歴史的PIアドレス、PIアドレス、およびIP指定事業者として割り振りを受けたIPアドレス数の合計に応じてIPアドレス維持料を算定するものとする。

第15条（IPアドレス移転手数料）

被割り当て者は、2013年6月3日以降に当センターが移転を承諾し、被割り当て者が当センター管理下のIP指定事業者・PIアドレス被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）からIPアドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、別紙「維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、IPアドレス移転手数料を支払う。

第16条（当センターの責任）

当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者は、歴史的PIアドレスの扱いおよび当センターの管理するデータベースの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。2 被割り当て者と第三者の間で、被割り当て者が割り当てを受けている歴史的PIアドレスに関していかなる紛争が生じたとしても、被割り当て者は自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。

第17条（閲覧）

この規約本文で別に定めるとしている事項については、当センターは当センターのWeb上で閲覧に供するものとする。

第18条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第19条（合意管轄）

本規約もしくは本規約に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（協議）

本規約に定めのない事項および解釈に疑義のある事項については、当センターおよび被割り当て者の両者誠意をもって協議し解決するものとする。

（付 則）

付 則

1 この規則は、IPアドレス等料金体系改定に伴い、2011年8月31日に改正され、2011年10月3日より実施する。

2 IPアドレス維持料の額は、経過措置として、算出したIPアドレス維持料から、2012年度は50%を減じた額、2013年度は25%を減じた額をそれぞれ支払うものとする。

3 IPアドレス維持料の額について、JPNIC正会員である被割り当て者には、算出したIPアドレス維持料から100,000円を減じた金額を請求する。ただし、減額前のIPアドレス維持料額が100,000円に満たない場合は、請求をしないこととする。

4 第14条第2項の定めにかかわらず、2013年度まではIP指定事業者として割り振りを受けたIPアドレス、割り

当てを受けたPIアドレスを合計せず、別々にIPアドレス維持料を算出して支払うことができるものとする。この場合の前号の減額は、IPアドレス維持料の合算額から行うものとする。

5 第1条第1号ただし書きの定めにかかわらず、被割り当て者が当センターとIPアドレス管理指定事業者契約またはプロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約の締結を経ずに、第4条に定める確認書の変更をもって歴史的PIアドレスの移転を受け、当該アドレスを使用する場合には、当該アドレスは歴史的PIアドレスに含まれることとする。

6 この規則は、IPアドレス移転制度の変更に伴い、2013年4月1日に改正され、2013年6月3日より実施する。

7 この規則は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日より実施する。

8 この規則は、消費税改定に伴い、2019年8月1日に改正され、2019年10月1日より実施する。

別紙

維持料・手数料の額および支払い方法

1. IPアドレス維持料

IPアドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り当てアドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって算出する。

$(65000 \times 1.3^{\log_2(\text{IPv4 アドレスの総数}-9)}) + \text{消費税および地方消費税相当額}$ (単位：円)

注1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。

注2) IPアドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。

2. IPアドレス維持料の支払方法

当センターは前記別紙1にて算出したIPアドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

3. IPアドレス移転手数料

課金種別	費用
移転手数料	他レジストリ契約組織からIPアドレス移転を受ける時、 1件につき <u>88,000円 (うち消費税8,000円)</u>

4. IPアドレス移転手数料の支払い方法

IPアドレス移転手数料は、IPアドレス移転申請提出後に当センターより請求し、実際にIPアドレスの移転を受ける前に、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。当該IPアドレス移転手数料の支払いがない場合、当センターは当該IPアドレス移転申請にかかるIPアドレス移転を承認しない。

5. 遅延利息

被割り当て者は、IPアドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払いIPアドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年14.5パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

文書管理情報			
文書番号	JPNIC-0xxxx	無効となった文書	JPNIC-01194
発効日	2019/10/1	最終更新日	2019/8/1
文書名	AS 番号割り当て規約		

AS 番号割り当て規約

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という）は、AS 番号の割り当て規約を、以下のとおり定める。本規約は、「被割り当て者」による当センターの管理下における AS 番号の使用に関する一切の事項について適用する。

第 1 条（定義）

この規約本文（付則および別紙を含む。以下同じ。）における用語を下記のとおり定義する。

- (1) 「被割り当て者」とは、AS 番号の割り当てを受けている組織もしくは個人のことをいう。
- (2) 「割り当て情報」とは、当センターのデータベースに登録されている AS 番号に関する情報のことをいう。

第 2 条（本規約の範囲）

本規約は、この規約本文のほか、当センターが当センターの Web 上で別に定める技術文書群その他の利用条件などの告知等をもって構成される。

第 3 条（AS 番号の使用条件）

- 被割り当て者は、AS 番号を使用するにあたり、AS 番号管理に関する当センターの事業目的を尊重し、誠意をもってこれを利用するものとする。
- 2 被割り当て者は、AS 番号を使用するにあたり、次条に定める AS 番号の使用期間を通じて、当センターが別に定める割り当てを受け続けるために必要な技術的要件を維持する。
 - 3 被割り当て者は、AS 番号を使用するにあたり本規約を遵守する。

第 4 条（使用期間）

AS 番号の使用期間は、当センターが被割り当て者からの確認書の提出を確認した日から、被割り当て者から当センターに対し当該 AS 番号の返却が行なわれ、当センターにて返却処理が完了した日までとする。

第 5 条（届け出、通知）

- 被割り当て者は、その名称、代表者、連絡担当者その他当センターが必要とする事項を、当センターが別に定める様式によりすみやかに当センターに届け出るものとする。届け出事項に変更が生じた場合も同様とする。
- 2 当センターは、Web 上での表示、その他当センターが適当と判断する方法により、被割り当て者に対し随時必要な事項を通知する。
 - 3 当センターが、個別に被割り当て者に対して通知を行う場合、第 1 項により届け出た連絡担当者に行うものとし、この連絡担当者は、当センターから被割り当て者に対してなす一切の通知に関し、被割り当て者を代表して受領する権限があるものとみなす。
 - 4 当センターは、前項の通知を行う場合、原則として、電子メールで行うものとする。ただし、当センターが、電子メールの他に、郵便、電話、FAX その他の方法により通知を行うことを妨げるものではない。
 - 5 被割り当て者が第 1 項の届け出を怠った場合、当センターが、被割り当て者の届け出た最新の事項にしたがって通知を発したときは、当該通知が被割り当て者に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第 6 条（情報の取り扱い等）

被割り当て者より当センターが受領する情報の取り扱いに関しては、当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」で定める。

第 7 条（割り当て情報）

当センターは、被割り当て者に対して AS 番号の割り当てを行っている場合、当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、被割り当

て者の組織名、そのAS番号に関する事項その他当センターが必要とする事項を当センターのデータベースに登録し、かつ、当センターが別に定める項目を公開・開示する。

2 被割り当て者は、前項の登録事項に変更が生じた場合、当センターが別に定める様式により当センターに対して登録事項の変更を届け出なければならない。当センターは、この変更の有無を確認するために、被割り当て者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

3 被割り当て者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり、かつ、データベースの公開により被割り当て者が損害を被る虞があると当センターが認めた場合には、当センターは「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき、その事項を公開しないことができる。ただし、当該非公開事項であっても、同規則により、当センターはこれを開示することができる。

第8条（権利・義務の譲渡の禁止）

被割り当て者は、このAS番号の割り当てにより生じた権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない（AS番号の第三者への譲渡および貸与を含む）。ただし、当センターの書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

第9条（秘密の保持）

被割り当て者は、このAS番号の割り当てにより知った当センターの秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。

2 当センターは、割り当てを行うにあたり被割り当て者から開示された被割り当て者の秘密を第三者に漏洩・開示しない。ただし、第7条第1項（同条項の変更の届け出がある場合には変更後の事項を含む）および「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めにより公開または開示される事項がある場合にはこの限りでない。

3 前各項の定めは、AS番号の返却時において、当センターまたは被割り当て者から秘密として指定された事項については、このAS番号返却後もなお2年間その効力を有する。

第10条（本規約の変更）

当センターは、事前の通知なく、本規約を変更または新たに定めることができる。

2 前項の場合、当センターは、少なくとも1か月以上の期間において施行期日を定めるものとし、当センターのWeb上において、変更または新たに定める内容および施行期日を公示するものとする。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

3 第1項の場合には、被割り当て者は、変更または新たに定められた内容に基づいて、AS番号を使用するものとする。

第11条（AS番号使用終了の場合の処理）

事由のいかんを問わず割り当てられているAS番号の使用を終了した場合は、当該AS番号の返却についての必要な処理を行った後、当センターが別に定める手続きにしたがい、当センターに対し当該AS番号を返却するものとする。

第12条（割り当ての中止）

被割り当て者が下記各号のいずれか1に該当する場合、当センターはただちにその者に対して割り当てられているAS番号のすべてについて当センターに返却されたものとして、その者の同意なく必要な処理を行うことができる。ただし、被割り当て者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(1) AS番号の使用にあたり、本規約に違反し、当センターが定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき

(2) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生等の申立てがあり、被割り当て者が引き続きAS番号の管理を行っていくことが困難と当センターが判断したとき

(3) その他当センターの業務に著しい支障を及ぼす、または及ぼすおそれがある行為をしたとき

第13条（AS番号の返却後の効果）

期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第11条、第12条、第14条、第17条および第18条の規定はその後なお有効に存続するものとする。

第14条（契約料）

被割り当て者となろうとする者は、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。

第 15 条 (AS 番号維持料)

被割り当て者は、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」で定めるところにより AS 番号維持料を支払う。

2 前項にかかわらず、被割り当て者が IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の割り当てを受けている場合は、AS 番号維持料の支払いを免除する。

第 16 条 (AS 番号移転手数料)

被割り当て者は、2014 年 7 月 1 日以降に当センターが移転を承諾し、AS 番号の移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、AS 番号移転手数料を支払う。

2 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の移転を受けようとする場合に限り、AS 番号移転手数料は、第 14 条の契約料に含まれるため、AS 番号移転手数料の支払いは不要とする。

第 17 条 (当センターの責任)

当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者は、AS 番号の扱いおよび当センターの管理するデータベースの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。

2 被割り当て者と第三者の間で、被割り当て者が割り当てを受けている AS 番号に関していかなる紛争が生じたとしても、被割り当て者は自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。

第 18 条 (閲覧)

この規約本文で別に定めるとしている事項については、当センターは当センターの Web 上で閲覧に供するものとする。

第 19 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第 20 条 (合意管轄)

本規約もしくは本規約に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 21 条 (協議)

本規約に定めのない事項および解釈に疑義のある事項については、当センターおよび被割り当て者の両者誠意をもって協議し解決するものとする。

付 則

1. この規約は、IP アドレス等料金体系改定に伴い、2011 年 8 月 31 日に改正され、2011 年 10 月 3 日より実施する。
2. 第 14 条の定めにかかわらず、当センターから既に IP アドレスの割り振りまたは割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。
3. AS 番号維持料の額は、経過措置として、2012 年度は 50%を減じた額、2013 年度は 25%を減じた額をそれぞれ支払うものとする。
4. 付則 3 号にかかわらず、2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 までに AS 番号の割り当てを受けた被割り当て者は、2013 年度維持料の全額を支払うこととする。
5. AS 番号維持料の額について、JPNIC 正会員である被割り当て者には、算出した AS 番号維持料から 100,000 円を減じた金額を請求する。また、減額前の維持料額が 100,000 円に満たない場合は、請求をしないこととする。
6. この規約は、消費税改定に伴い、2014 年 1 月 31 日に改正され、2014 年 4 月 1 日より実施する。
7. この規約は、AS 番号移転手数料の導入に伴い、2014 年 6 月 2 日に改正され、2014 年 7 月 1 日より実施する。
8. この規則は、消費税改定に伴い、2019 年 8 月 1 日に改正され、2019 年 10 月 1 日より実施する。

別 紙

契約料・維持料・手数料の額および支払い方法

1. 契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料

契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は次の表の通りとする。

課金種別	費用	請求先	支払期日
契約料	275,000 円(うち消費税 25,000 円)	被割り当て者	請求書発行後 1 ヶ月以内
AS 番号維持料	55,000 円(うち消費税 5,000 円)	被割り当て者	請求書が到着した月の翌月末日
AS 番号移転手数料	1 件につき 88,000 円(うち消費税 8,800 円)	移転先	請求書発行後 1 ヶ月以内

注 1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。

注 2) AS 番号維持料は、毎年 4 月 1 日に AS 番号の割り当てを受けている被割り当て者に対して請求する。

注 3) AS 番号移転手数料は、実際に AS 番号の移転を受ける前に支払うものとする。当該 AS 番号移転手数料の支払いがない場合、当センターは当該 AS 番号

移転申請にかかる AS 番号移転を承諾しない。

注 4) 契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は事由のいかんを問わず返還しない。

2. 契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料の支払い方法

契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は、当センターより前記 1「請求先」欄記載の各請求先に請求する。請求を受けた者は、前記 1「支払期日」欄記載の各支払期日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

振り込み手数料は、請求先の負担とする。

3. (削除)

4. (削除)

5. 遅延利息

被割り当て者は、AS 番号維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払い AS 番号維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。